



内閣府

平成29年8月28日
～美ら島の未来を拓く～
沖縄総合事務局

貸切バス適正化機関による巡回指導を開始します ～ 安全・安心な貸切バスの運行の実現に向けて ～

内閣府沖縄総合事務局において、貸切バス事業者への巡回指導出発式を開催します。

一般貸切旅客自動車運送適正化機関である、一般社団法人沖縄県バス協会では、道路運送法第43条の3第1項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者への指導として、貸切バス営業所を訪問し、国の監査に準じた法令遵守状況の確認・改善指導を行うための巡回指導を平成29年8月29日より開始します。

なお、巡回指導の開始にあたり、下記のとおり「巡回指導出発式」を開催しますので、お知らせいたします。

記

日 時：平成29年8月29日（火）11：00～11：30

場 所：内閣府沖縄総合事務局一般野外駐車場（北側）（那覇市おもろまち2-1-1）

※雨天の場合は、沖縄総合事務局5階会議室に変更する場合がございます。

主 催：一般社団法人 沖縄県バス協会

来 賓：沖縄総合事務局、独立行政法人自動車事故対策機構

次 第：①開会 ②主催者挨拶 ③来賓挨拶 ④巡回指導車出発 ⑤閉会

※次第は予定であり、変更される場合がございます。

以上

※ 取材のお申し込み又はお問合せについては、「一般社団法人沖縄県バス協会」へご連絡願います。

※ 適正化機関及び巡回指導の概要については、別紙をご覧下さい。

＜問い合わせ先＞

一般社団法人 沖縄県バス協会

担当者：山内・高江洲 TEL：098-867-2316

内閣府沖縄総合事務局運輸部陸上交通課 担当者：山口・山本 TEL：098-866-0031(内線 85362)

法人概要

- ◆ 指定日 平成29年6月26日
- ◆ 代表者 合田 憲夫(一般社団法人沖縄県バス協会会長)
- ◆ 事業 一般貸切旅客自動車運送適正化事業(沖縄総合事務局指定機関)
- ◆ 事務所 沖縄県那覇市久茂地1-2-28(よなみねビル3階)
- ◆ 管轄区域 沖縄県

●軽井沢スキーバス事故の発生

発生日:平成28年1月15日

・乗客乗員15名死亡、乗客26名重軽傷



設立経緯

平成28年1月15日に長野県軽井沢町で発生したスキーバス事故を受け、国土交通省に設置された軽井沢スキーバス事故対策検討委員会において、このような悲惨な事故を二度と起こさないという強い決意のもとに、6月3日に「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」のとりまとめ。

平成28年12月2日には、監査機能の強化と自主的改善の促進に向けて、適正化事業実施機関が巡回指導等を行うための負担金徴収制度の創設等の措置を講ずる「道路運送法の一部を改正する法律」が成立。

これを受け、平成29年6月14日に「一般社団法人沖縄県バス協会」より、上記の巡回指導等を行うため、道路運送法第43条の2第1項に規定する一般貸切旅客自動車運送適正化事業実施機関の指定申請がなされ、同条同項に基づき、平成29年6月26日に指定。

総合的な対策5つの柱

- (1)貸切バス事業者、運行管理者等の遵守事項の強化
- (2)法令違反の早期是正、不適格者の排除等
- (3)監査等の実効性の向上
- (4)旅行業者、利用者等との関係強化
- (5)ハード面の安全対策による事故防止の促進

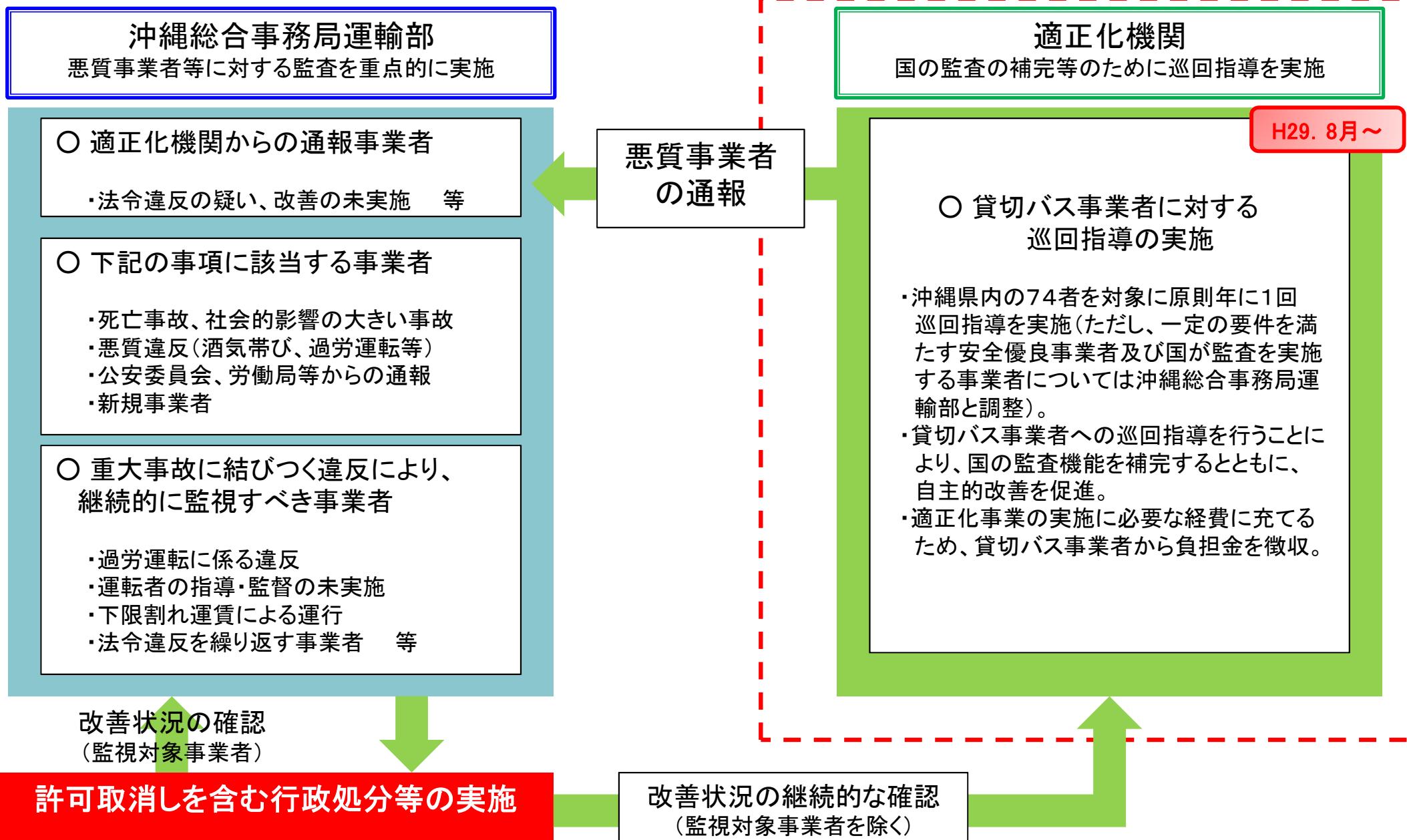
道路運送法の一部を改正

貸切バス事業者に対して民間指定機関による巡回指導等を行うため、当該機関による貸切バス事業者からの負担金徴収の制度を創設

国(体制強化)



- 国は悪質事業者に対して重点的に監査を行うこととし、これを可能とするため、適正化機関を活用することにより、すべての貸切バス事業者をチェックして悪質事業者を洗い出す。



貸切バス事業者に対する巡回指導の概要

- 一般社団法人沖縄県バス協会は、国が行う監査を補完するため、国の監査対象事業者以外の事業者を対象に巡回指導を実施し、業界の自主的改善を促進することにより、貸切バス事業における事故防止を徹底し、業界全体の安全意識の向上を図ることを目的とする。

